

農耕トラクタ等に係る特殊車両通行許可手続きの案内について

1. 申請窓口

上市町内の町道のみを通行する場合は、町へ申請してください。町道に加え、県道や国道を通行される場合は、申請窓口が異なりますので、注意が必要です。

以下の例示を参考に、申請先をご確認ください。

町道分も一括で申請が可能ですが、
経路毎に手数料が200円かかります。

例示	通行する道路※1	申請先	電話
1	町道のみ	上市町建設課	076-472-1111
2	町道	上市町建設課	076-472-1111
	県道	富山県立山土木事務所	076-463-1102
3	町道	上市町建設課	076-472-1111
	国道	国土交通省富山河川国道事務所 道路管理第一課	076-443-4745
4	町道・県道・国道	2又は3いずれでも可	同左
5	町道	通行する各市町に申請	
	市道(富山市)	富山市建設部道路管理課	076-443-2220
	市道(滑川市)	滑川市建設部建設課	076-475-2111
	町道(立山町)	立山町建設課	076-462-9978

※1 通行する経路の中に、他の道路の横断のみが含まれる場合は、当該横断道路を「通行する道路」としてみなしません。
具体的には、町道の通行経路に、県道や国道の横断のみを含む場合は、「町道のみ」の通行として扱います。(県協議済み)

2. 特殊車両通行許可の申請方法 (上市町の場合)

(1) 必要書類 (申請区分に応じ、必要なものを提出)

以下の必要書類は、町ホームページに掲載しているほか、建設課窓口でも配布しています。

必要書類	部数	申請区分	
		申請車両が 1台のみ	申請車両が 2台以上
・申請書(様式第一)	1部	○	○
・標識交付証明書の写し又は 自動車検査証の写し※2	車両ごとに1部	○	○
・別記様式1 車両内訳書	2部	—	○
・別記様式2 車両諸元に関する 説明書	2部	—	○
・別記様式3 通行経路図	2部	○	○

※2 農耕トラクタが小型特殊自動車の場合は標識交付証明書、大型特殊自動車の場合は自動車検査証を提出してください。
標識交付証明書は、役場1階 財務課 課税第一班の窓口で、無料で発行しています。

(2) 許可手数料 無料 (例示2~4の場合、手数料がかかります。詳しくは申請先へお問い合わせください。)

農耕トラクタに係る特殊車両通行許可申請制度について

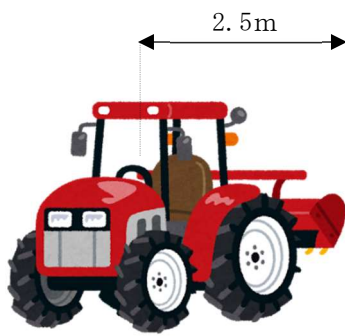
道路法では、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。

この「一般的制限値」を超える車両を通行させようとするときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。（道路法第47条の2、車両制限令第12条）

【農作業機を含む車幅が2.5mを超える場合】

農作業機装着させた状態で、公道を走行するには、通行許可の手続きが必要です。

《一般制限値》



		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m
	最小回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0 t
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0 t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8m未満
		19.0 t : 隣り合う車軸の軸距が 1.3m以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下
		20.0 t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8m以上
輪荷重	5.0 t	

《注意事項》

- ・作業機を含む車幅が2.5m以内の農耕トラクタについては、特殊車両通行許可が不要です。
- ・公道の走行に際しては、特殊車両通行許可の要否又は有無に関わらず、道路運送車両法や、道路交通法その他関連法規を遵守し、安全運転をお願いします。